

○説明会での主なご質問

Q 今後、個別の説明ではなく、説明会を開催しないの？

A 今後は、事業の進捗に合わせて説明会やパネル展示会（オープンハウス）等を開催していく予定です。

なお、個人の財産に係わる用地や補償内容については、個別に説明させていただきます。

Q この事業は、どのくらいの期間を予定しているの？

A 事業認可期間については未定です。区内の過去の事例では、高円寺南地域で整備した補助 226 号線は延長約 220m で、説明会から完成まで約 10 年かかっています。

Q 昭和 21 年に計画決定されてから、なぜ急に事業を進めることになったの？

A 東京の都市計画道路は、昭和 21 年に戦災復興として計画され、昭和 39 年、41 年に大規模な見直しがされました。その後、昭和 56 年からは概ね 10 年毎に見直しを行いながら、都と区及び 26 市 2 町で計画的に整備を進めています。都市計画道路の整備は、主に都心部から始まり、環七、環八等の環状線や甲州街道、青梅街道等の放射線の整備が先行され、現在、これらを補完する補助線の整備を進めています。補助 221 号線は、この補助線街路に位置します。

Q 事業の白紙撤回、凍結は考えていないのか？

A 補助 221 号線をはじめとする、現在計画中の都市計画道路は、都と区及び 26 市 2 町で昭和 56 年から概ね 10 年毎見直しを行いながら計画的に進めているもので、将来都市計画道路ネットワークとして必要性が確認されています。また、補助 221 号線は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において優先的に整備する路線に選定しており、白紙撤回、凍結することはありません。

Q 中野区側の補助 221 号線は、いつできるの？

A 中野区側は東地区と西地区で再開発事業が進もうとしています。中野駅寄りの東地区は 2024 年度（令和 6 年度）までに建物が完成して補助 221 号線の一部が整備される予定であると中野区から説明を受けています。

Q 中野の再開発事業の工事車両が杉並区側からで出入りすることはあるの？

A 工事車両については、中野区の四季の森公園側からの出入りを考えており、杉並区側からの出入りは考えていないと中野区から説明を受けています。

Q 補助 221 号線沿道に JR 変電所があるが、JR と協議等を行っているの？

A JR には事業概要などの説明を行っています。今後、詳細な協議を進めていく予定です。

Q 南北方向の道路は無電柱化整備をしないの？

A 無電柱化は全ての道路で行えるものではありません。区では、都市計画道路の整備に合わせて歩道を設置もしくは拡幅して無電柱化を行うと共に、歩道の無い生活道路において

は、無電柱化推進方針に基づき、技術的に最低限必要な幅員 6 m以上の道路に関して整備効果が高い路線を整備することとしています。そのため、この地域の南北道路について無電柱化整備の計画はありません。

Q 交通量はどうなるの？

A 現在、環七交差点出口での交通量は、1日約 1,700 台程度です。(平成 27 年度調査) 補助 221 号線完成後は、環状七号線と中野駅前が結ばれるため、交通量は現在よりかなり増えると予想されます。

Q 速度制限を時速 30 kmにしてみたい。

A 速度制限は警察との協議によって決まります。今後、地元要望を踏まえて交通管理者である警察と協議を進めてまいります。

Q 騒音振動に対してどのような対策をとるの？

A 敷地と車道の間には 3.5mの歩道が整備されるため、植栽帯を設けるなど、整備時に騒音振動の軽減対策を検討してまいります。

Q 道路の線形について、蛇行をさせた道路にすることはあるの？

A 道路の線形については、道路構造令等関係法令に基づき歩道や車道の幅員が決まります。そのため、補助 221 号線の車道を蛇行させることはできません。

Q 一部の土地が買えない場合は、工事全体が止まってしまうの？

A 工事は、路線として無電柱化整備等を行うため、ある程度まとまって用地買収ができた段階で行います。

Q 補助 221 号線完成時、南北方向の狭い生活道路の交通量が増え、安全性や環境問題をどう考えているの？

A 補助 221 号線をはじめとする都市計画道路の整備は、生活道路への車両の流入を減らす効果があり、生活道路への車両の流入は減少すると考えます。

Q 用地測量は、敷地の外周を測るの？

A 用地測量は、都市計画道路の整備に必要な用地を区で買収するために必要な面積を確定するための測量で、都市計画道路の計画区域にかかる敷地全体を測量し、隣接する土地との境界を地権者と立ち合いを行いながら確認していきます。

Q 高円寺北一丁目地区のまちづくりの計画はあるの？

A 杉並区まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)において、高円寺地域の地域別方針を示していますが、高円寺北一丁目地区に限定したまちづくり計画は現在ありません。